

事務連絡  
令和6年4月4日

各都道府県住宅・建築主務課 御中  
各指定都市住宅・建築主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付  
住宅生産課

エネルギー消費性能に係る計算支援プログラムの計算結果の改ざんについて（注意喚起）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）（建築物省エネルギー性能表示制度）の申請において、エネルギー消費性能に係る計算支援プログラムの計算結果を示す計算書（以下「計算書」という。）に記載された一次エネルギー消費量の基準値を改ざんした上で、改ざん後の計算書を用いて申請を行った事案が発覚しました。

計算書は、BELS の申請のみならず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づくエネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の表示並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度に用いられていることから、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び各登録住宅性能評価機関においては、これらの審査等を行う場合には、本事案同様の不正な書類の提出に注意するようお願いいたします。なお、計算書の改ざんに対しては、計算書に付されている結果を再現することができるQRコードの活用、使われている文字種の違いのチェック、計算結果から自動的に作成されるBELS評価書との整合確認等が有効であり、必要に応じて活用することも考えられることを申し添えます。

また、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び各登録住宅性能評価機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

都道府県におかれましては、管内の所管行政庁に対しても、この旨を周知いただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 佐々木  
TEL：03-5253-8111（内線39-464）